

左京区選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法に基づいて行なう各種選挙の投票区（昭和43年4月18日左京区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のとおり改正します。

平成21年2月4日

左京区選挙管理委員会

委員長 定 宗 和 正

第26投票区の項中「岩倉長谷町の一部（1番地～98番地，1089番地及び1113番地の区域）」を「岩倉長谷町の一部（1番地～33番地の3，33番地の5～41番地の7，41番地の9～60番地の2，60番地の4～98番地，1089番地，1113番地，1822番地～1876番地及び1891番地～1974番地の区域）」に改める。

第27投票区の項中「岩倉長谷町の一部（1番地～98番地，1089番地及び1113番地の区域を除く。）」を「岩倉長谷町の一部（第26投票区の区域を除く。）」に改める。

（左京区選挙管理委員会事務局）